

寄付金による税法上の優遇措置について

【法人の方】

法人様からの寄付金は、税制上の優遇措置として損金算入できます。
損金算入は寄付金の種類によって異なります。

1. 受配者指定寄付金

日本私立学校振興・共済事業団（以下、事業団）を通じて、
寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度です。
法人税の規定により全額を当該事業年度の損金に算入できます。

参考 日本私立学校振興・共済事業団 私立学校で学ぶ子どもたちのために

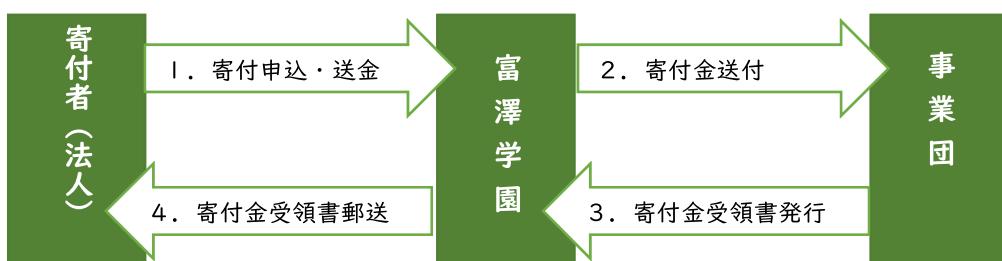
https://www.dokkyomed.ac.jp/files/dmu/support/s_kifu_p27.pdf

参考 文部科学省 学校法人への寄附に係る税制優遇

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/shigakuzeisei.html

※事業団が寄付金を受理した日が、寄付金受領書の交付日となります。

決算日の2カ月前までにお手続きをお願いいたします。



2. 特定公益増進法人に対する寄付金

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、以下の限度額分を損金に算入する事ができます。

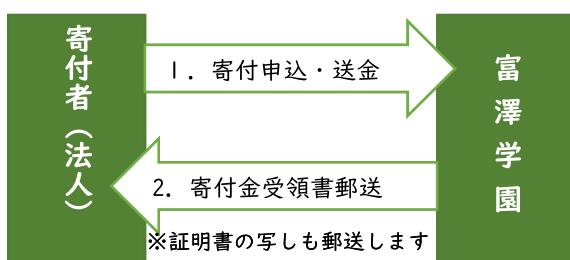
損金算入限度額 = (資本等の金額 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25%) × 1/2

参考 国税庁 法人が支出した寄付金の損金算入

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

参考 文部科学省 学校法人への寄附に係る税制優遇

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/shigakuzeisei.html



税の優遇措置については、所轄税務署にお問い合わせください。